

消費税改定に伴う利用料金等の取り扱いについて（お知らせ）

2019年8月10日
大東市総合文化センター
【指定管理者：株式会社アステム】
センター長 平川 美紀

2019年10月1日に改定されます消費税率改定に伴う利用料金について
大東市立文化ホールでは以下料金において10月1日以降の利用分から適用されます。

○ 消耗品及び舞台増員費、ピアノ調律等のその他の料金

施設使用料、付属設備使用料についてこの度の改定では価格変更は行いません。

ご不明点は2F総合事務所までお問い合わせください。